

自然葬 高まる関心

知識不足でトラブルも

海や樹木などに散骨する自然葬への関心が高まっている。一方、知識が不十分なために、散骨を行うハードルは依然として高い。散骨に関する具体的な法律は存在しないものの、規制の対象になることも。このような状況の中、自然葬の専門家を養成する団体も出てきており、新たな動きとして注目されている。(岩崎歩)

■「じい」散骨すれば

自然葬は墓石ではなく、粉末化した遺灰を海や山などにまく方式。しかし、「散骨の仕方が分からない」と断念する人も少なくない。さいたま市の60代男性は生前、散骨を求めている妻が他界し、「法律が入り組んでいてどうすれば散骨ができるのか分からない」と嘆いた。

「と嘆いた。」

「埋葬または焼骨の埋蔵は墓地以外の区域に行ってはいけない」などとする墓地・埋葬等に関する法律があるが、散骨に関する具体的な規制はない。厚生労働省の担当者は「粉末化せずに散骨するなど、知識を踏まえないければ法律に抵触し得るため、自治体に相談するなど情報収集をしてほ



自然葬アドバイザーの講座で使用される教材 (提供写真)

自治体は条例を制定

しい。国としては各地域の実情に応じて対応してもらおうというスタンス」という見解を示している。

正しい知識がないまま散骨を行うと、トラブルに発展する場合も。県外では遺灰を粉末化しなかったり、水田地域に散骨して住民などに訴えられた例がある。

秩父市は墓地以外の場所には原則、散骨を禁止する条例を独自に制定している。NPO法人が散骨できる場所を無断で山に設けたことが背景にある。本庄市も「良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない」と、散骨場を設置する場合などを想定した条例を施行。市の担当者には「自然葬への関心が高まる中、トラブルを未然に防ぐ目的」としている。

■専門「家養成」講座も

高額の費用がかかる墓への納骨に比べ、自然葬は維持費がかからず比較的安価で済ませることができる。また、墓を継承、維持する必要がない

ため、高齢化に伴う「墓じまい」の心配もない。しかし、自然葬への関心が高まる中、十分な知識を持って対応できる人材が不足しているのが現状だ。

こうした社会情勢を背景として、NPO法人「暮らしサポートひだまり協議会」(北海道千歳市は昨年10月から、国内初となる自然葬アドバイザーを養成する講座を開設した。

講座は、自然葬の歴史や法規制などの基礎知識を、約2カ月間の通信講座で学ぶことができる。受講後、同協議会から認定証書と認定カードが発行される。

担当者の米山英明マネージャーは「アドバイザーは自然葬に関心がある人に情報を提供し、業者などと調整する仲介役として期待されている」と講座の意義を語っている。

講座の受講料は2万5千円、会費(2年間有効)5千円。問い合わせは、自然葬アドバイザー認定委員会(80123・66・2004)へ。